

## 一般社団法人日本木材学会 広告取扱規則

### (目的)

1. この規定は、日本木材学会(以下学会)が木材学会誌や学会ホームページ、大会要旨集等に掲載する広告に関する事項を定める。

### (責任)

2. 広告の内容に対する責任は、広告主が負い、学会は広告の内容に対する一切の責任を有しない。

### (掲載基準)

3. 以下に該当する表現、内容を有する広告は掲載しない。
  - (1) 責任の所在が不明確なもの。
  - (2) 科学的あるいは技術的な根拠のないものに対して、学会が広告主を支持、またはその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの。
  - (3) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの。
  - (4) 社会的通念に照らし合わせ、社会的秩序を乱す次のような表現あるいはコンテンツ。
    - ・ 非科学的または迷信に類するもので、迷いや不安を与える恐れがあるもの。
    - ・ 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの。
    - ・ 氏名、写真、談話、商標、および著作権などを無断で使用したもの。
    - ・ 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの。
    - ・ その他、学会にとって不適切あるいは不利益と判断したもの。

### (掲載内容の確認)

4. 掲載内容は、前項を留意しつつ、学会常任理事会において確認し、掲載を承認する。

### (契約)

5. 広告の契約ならびに掲載料金の請求は学会が行う。掲載料金は別に定める。

### (掲載期間と延長)

6. 広告の掲載期間については、学会が定める期間とする。また、これを延長する時は、あらたに広告主は申出を行い、学会と協議の上、延長期間を定める。

### (契約の解除)

7. 掲載後に掲載基準に反すると判断された場合は、契約の終了を待たずに契約を解除できるものとし、原則として掲載料金を返却しない。

### 附 則

- 1) 2016年6月17日第338回理事会承認。この規則は、2016年6月17日より施行する。
- 2) この規則は、理事会の承認を得て変更することができる。